

JR東海労  
大二運分会

# 交差点

No.465  
2015年12月11日  
責任者：今田昌二  
発行：教宣部

## 恣意的ボーナスカットに抗議！

今回の期末手当に於いて2名の分会組合員が、不当で恣意的なボーナスカットを受けました。

その内の1名は、今回のボーナスカットで50歳（年度初年齢49歳）以降、通算5回目のボーナスカットを受けることになり、会社が決めた差別賃金区分の「専任V」の適用を不当にも受けることとなりました。

もう1名の組合員もこれまでに、「雇用制限（実質解雇）」と差別賃金区分「専任V」を不当にも宣告された組合員でした。

**現在、東海労組合員のみが適用を受けていることからしても恣意的・差別的なことは明白だ！！**

すでに私達の大阪第二運輸所分会だけで5名の組合員（1名は駅に転勤、2名は退職）が「雇用制限」と差別賃金区分「専任V」の適用を受けていましたが、新たにこの適用を受けた組合員を含め、分会全体でこれまでに6名の組合員が不当にも「雇用制限」と差別賃金区分「専任V」の適用を受けることになりました。

今回、ボーナスカットを受けた2名の組合員は、共にこれまでも恣意的で不当なボーナスカットを受け、会社に対して満腔の怒りを持ち、大阪地裁に訴訟を起こしている最中でのボーナスカットであり、まさしく裁判に対する会社の報復であるといえます。

**私たちは、恣意的ボーナスカットにより東海労組合員を職場から放逐することと、差別賃金区分「専任V」の適用を通じ、差別感を煽り組織破壊することで「物言えぬ職場」へと突き進む会社に対し、怒りをもって抗議する！**

**同時に、原告に対する報復行為を断じて許さない！！**